

## 「品川区再犯防止推進計画（素案）」に係る パブリックコメントの結果について

### 1. 品川区再犯防止推進計画（素案）について

計画策定に向け、品川区再犯防止推進委員会を設置し、素案の内容を検討してきた。また、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、一部修正した。  
別紙1のとおり

### 2. 意見募集期間

令和5年10月1日（日）～令和5年10月31日（火）

### 3. 意見募集の周知・閲覧場所

周知：広報しながわ10月1日号、区ホームページで周知  
閲覧場所：区ホームページ・地域活動課・地域センター・区政資料コーナー

### 4. 意見応募方法

郵送、FAX、区ホームページ、地域活動課への持参

### 5. 意見応募状況

意見提出者数 5人（内訳：区ホームページ 5人）  
意見件数 10件

### 6. 寄せられたご意見（要旨）と区の考え方

別紙2のとおり

### 7. 計画の公表

広報しながわ3月1日号、区ホームページ  
区政資料コーナーおよび地域活動課

(素案)  
品川区再犯防止推進計画  
(令和6年度～令和10年度)

令和6年 月



表紙(裏)

# 目次

---

<b>第 1 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 策定の背景・意義 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の期間 .....	1
4. 区としての基本方針 .....	2
5. 計画推進体制 .....	2
<b>第 2 章 品川区における再犯防止を取り巻く状況</b> .....	<b>3</b>
1. 再犯者等に関わる状況 .....	3
2. 更生保護活動に関わる状況 .....	6
<b>第 3 章 基本方針と重点的な取組について</b> .....	<b>7</b>
1. 地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現 .....	7
2. 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組 .....	10
3. 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組 .....	13
4. 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 .....	16
5. 民間協力者の活動の促進等のための取組 .....	18
6. 地域による包摂を推進するための取組 .....	20
7. 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組 .....	20

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 策定の背景・意義

全国的に、刑法犯検挙者数が減少する中、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

この現状を踏まえ、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」(再犯防止推進法)が公布・施行されました。<sup>1</sup>

この法律には、『地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』こと(第4条第2項)、『都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)を定めるよう努めなければならない』こと(第8条第1項)が定められました。

これを受け、東京都においても、令和元年7月、東京都再犯防止推進計画が策定されました。<sup>2</sup>

品川区においては、犯罪をした人たちだけではなく、広く区民を対象とした様々な支援を提供しています。それら各種支援が再犯防止、そして更生保護<sup>3</sup>へつながるものとなるよう、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助け、だれでもが住みやすい明るい社会・品川区をめざし、品川区の取組を掲げた再犯防止推進計画を策定します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」に位置付けられません。

## 3. 計画の期間

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

---

<sup>1</sup> P.21-24 参考資料『再犯の防止等の推進に関する法律 概要』『国 計画(概要)』『国 第二次計画(概要)』参照

<sup>2</sup> P.25 参考資料『東京都 計画(概要)』参照

<sup>3</sup> 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

## 4. 区としての基本方針

- (1)地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現
- (2)就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- (3)保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組
- (4)学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- (5)民間協力者の活動の促進等のための取組
- (6)地域による包摂を推進するための取組
- (7)再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

## 5. 計画推進体制

本計画の推進にあたっては、社会を明るくする運動推進委員会の協力団体の一部や庁内関係部署からなる、品川区再犯防止推進委員会を組織し、計画の推進、見直しを行います。



### 品川区再犯防止推進委員会

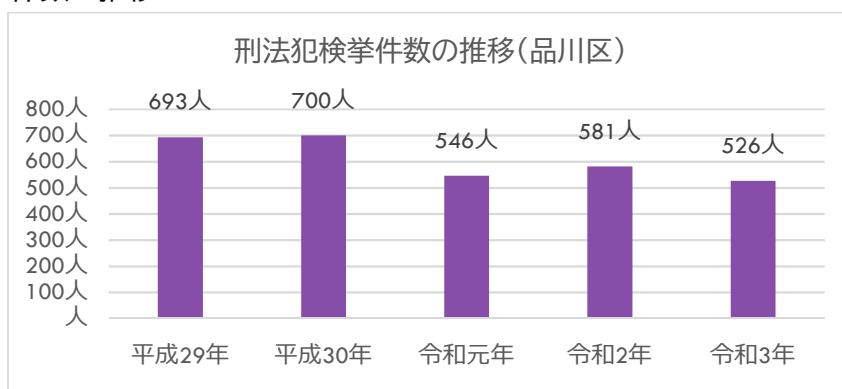
- ・品川区保護司会
- ・品川区更生保護女性会
- ・区内各警察署
- ・庁内関係各課
- 他 協力団体で構成

## 第2章 品川区における再犯防止を取り巻く状況

### 1. 再犯者等に関わる状況

※本統計データは、法務省矯正局提供データを基に品川区が作成したもので、品川・大崎・大井・荏原警察署の件数を合計しています。犯行時年齢が20歳以上のもので、少年データは含みません。

#### (1) 刑法犯検挙件数の推移

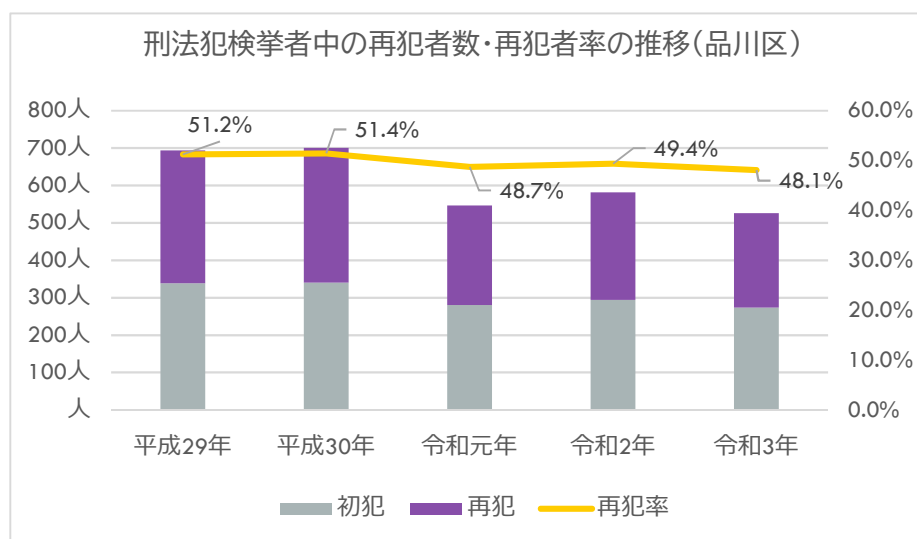


※法務省矯正局提供データ

品川区の刑法犯検挙者数は過去5年で減少傾向にあり、令和3年では526人でした。

#### (2) 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移

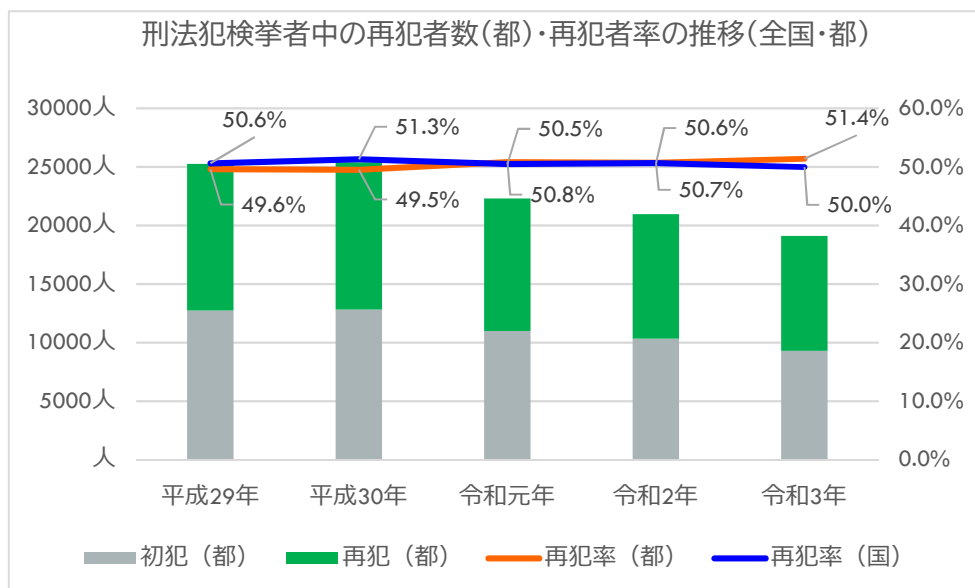
##### 品川区



※法務省矯正局提供データ

品川区の刑法犯検挙者中の再犯者率は減少傾向とはいえ、刑法犯検挙者数の約半数となっており、以下の全国・東京都と同様大きな割合を占めています。

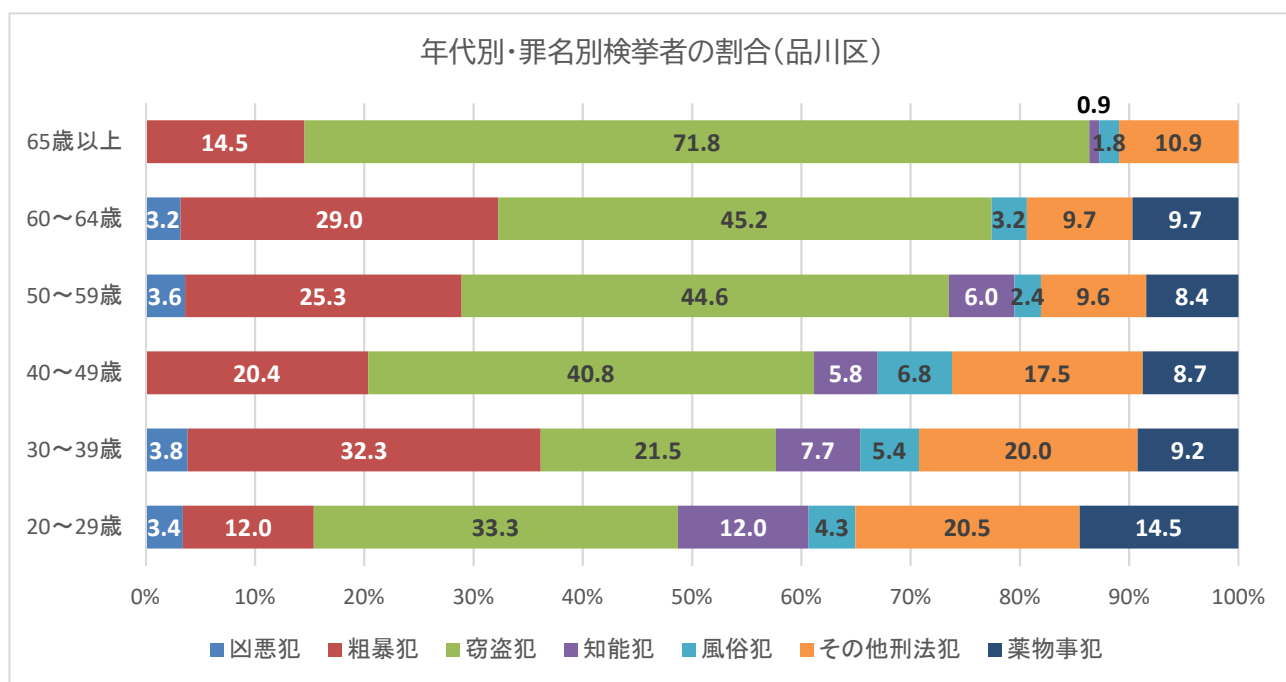
## 東京都・全国



※法務省矯正局提供データ

### (3)年代別・罪名別検挙者の割合

#### 品川区



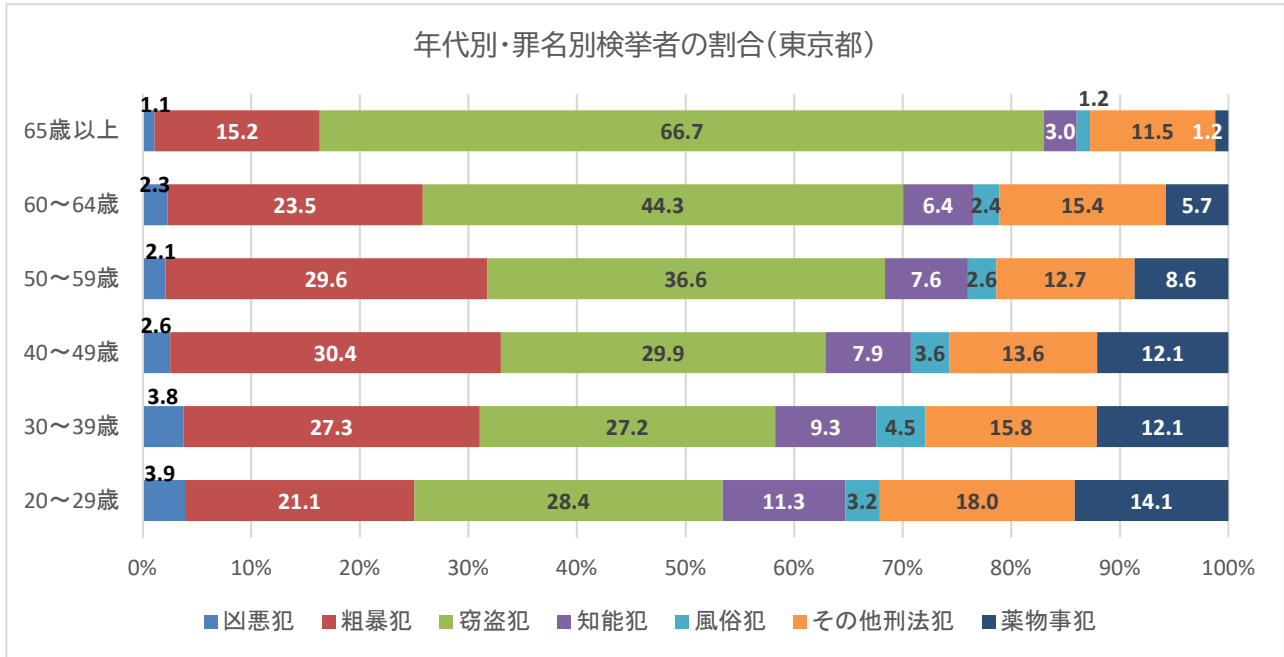
※法務省矯正局提供データ

品川区の年代別罪名別検挙者の割合は、60歳以上の窃盗犯の割合が大きく、また、20歳～29歳の若い世代の薬物事犯<sup>4</sup>の割合が大きいです。

<sup>4</sup> 覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法違反での検挙者

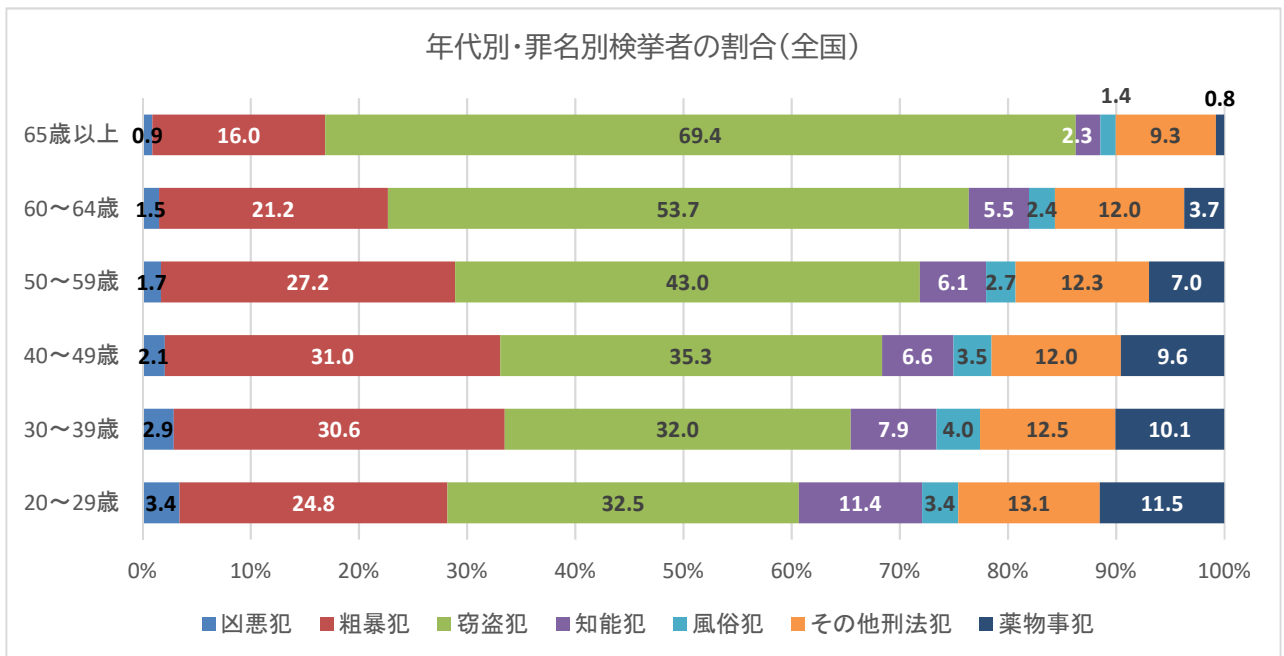


## 東京都



※法務省矯正局提供データ

## 全国

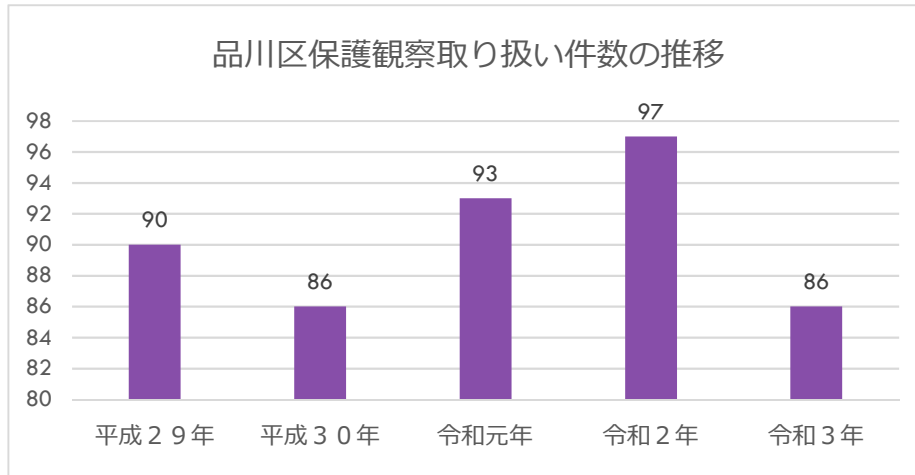


※法務省矯正局提供データ

東京都・全国においても60歳以上の窃盗犯の割合が大きく、各年代の罪名別検挙者の割合は薬物事犯が東京都ではやや多いものの、似た傾向となっていることが分かります。

## 2. 更生保護活動に関わる状況

### (1)品川区の保護観察取扱い件数の推移



※東京保護観察所提供データ

(注1)保護観察処分少年は、交通短期保護観察対象者の数は含まない。

(注2)保護区変更の件数を含む。

品川区の保護観察取扱い件数の推移は、年度ごとに増減はあるものの、平均90件程度で推移しています。

### (2)品川区の保護司数および保護司充足率

定数:132人

各年1月1日現在

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保護司数	97人	99人	98人	94人	95人
充足率	73.5%	75.0%	74.2%	71.2%	72.0%

※東京保護観察所提供データ

全国的に保護司数および充足率は減少傾向である中、保護司の定数は、保護司法で全国52,500人と定められています。実人員は、近年、減少傾向を示しており、令和2年以降は47,000人を下回っています。高齢化も顕著で、60歳以上の者が全体の8割を占め、平均年齢は65.4歳となっています。

品川区の保護司数および保護司充足率は、5年間平均で97人および73.2%となり、一定した水準で推移しています。犯罪をした者の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防のため活動を行う“保護司”の適任者の確保についても課題となっています。

## 第3章 基本方針と重点的な取組について

---

### 1. 地域の支えあい・助け合いによる安全・安心なまちづくりの実現

#### 現状と課題

子どもや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害は深刻な情勢が続くなどしており、犯罪に対して不安を抱く人が少なくありません。こうした犯罪を防ぎ、地域社会の安全安心を守るために、意識啓発のほか、地域見守りの強化や防犯対策など、さまざまな取り組みが求められています。

#### 品川区の主な取組

##### ➤ 人権啓発活動

品川区は、区政の基本理念として「平和で人権が尊重される社会」を目指すことを掲げ、偏見や差別のない、安心して暮らせる明るい共生社会の実現のために様々な施策を展開しています。5月と12月に人権啓発のための講演会を実施し、啓発冊子・リーフレットの作成や広報特集号を発行し、区民に広く人権意識の高揚を図っています。

【人権啓発課人権・同和対策担当】

##### ➤ 暴力団排除条例の制定

品川区における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区および区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活を確保することおよび事業活動の健全な発展に寄与します。

【地域活動課生活安全担当】

##### ➤ 公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の制定

品川区の公共の場所における客引き行為等の防止に関し、区および区民等の責務を明らかにするとともに、客引き行為等をする者に対する措置等を定めることにより、区民等の平穏な生活の確保を図り、安全で安心な地域社会の実現に寄与します。

【地域活動課生活安全担当】

##### ➤ 児童見守りシステム(まもるっち)

全区立小学生および私立・国立小学校通学者のうち、保護者が希望する児童に対し、GPS・通話機能つき防犯ブザー「まもるっち」を貸与し、緊急時の対応を行います。

【地域活動課生活安全担当】

- 安心安全のパトロール隊の活動  
防犯知識の豊富な専属職員を配置し、警察署と連携した防犯広報活動、地域のパトロールを行うことにより、区民の生活安全に関する意識の啓発を行うとともに、児童見守りシステムの発報事案や不審者事案など緊急時の対応にも機動力を発揮して現場調査をすることにより、区民の体感治安の向上を目指します。また、街全体の環境を悪化させるおそれがある迷惑な客引き行為等の防止を図ります。

【地域活動課生活安全担当】

- 防犯活動団体の支援  
各防犯協会および母の会が実施する調査研究や、防犯思想の普及活動等を支援します。また、地域における犯罪の発生を未然に防止するためにボランティアにより地域に密着した自主的防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

【地域活動課生活安全担当】

- わんぱくパトロール  
児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し、自らの防犯意識を向上させます。

【地域活動課生活安全担当】

- 自動通話録音機の無料貸与  
特殊詐欺被害対策に有効な自動通話録音機を、区内在住 65 歳以上の方を対象に無料で貸与しています。

【地域活動課生活安全担当】

- AI 型特殊詐欺対策アダプタ設置費用助成  
AI が通話内容を分析し、特殊詐欺と判断した場合に緊急連絡先へ通報するアダプタの設置費用を助成しています。

【地域活動課生活安全担当】

- わんわんパトロール  
飼い犬の散歩中に住民の安全・安心を脅かす場面に接した際、110 番通報を行うことで区内の防犯活動に協力していただく「わんわんパトロール」事業を推進しています。  
区内動物病院と協働し、地域全体の防犯活動を行っています。

【地域活動課生活安全担当】

➤ こども 110 ばんの家

子どもたちが、登下校時の通学路をはじめ、下校後の道路・公園・広場等で「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」などを受けて身の危険や不安を感じたときに、避難場所として駆け込み、住民が一時的に保護するのが、『こども 110 ばんの家』です。

地域の大人たちが、日常できる範囲で子どもたちを見守ります。PTA、地区委員、町会など、ご家庭・事業所にご協力をいただいています。

【地域活動課生活安全担当】

➤ 83(ハチサン)運動

「小学生の登下校時刻である午前 8 時と午後 3 時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という運動で、品川区立小学校PTA連合会長の発案で平成 17 年度に始まり、その後全国的な広がりをみせています。

【庶務課庶務係】

## 2. 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

### 現状と課題

法務省からの提供データ<sup>5</sup>である令和3年度の刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、東京都においては27.6%となっており、全国平均である16.0%を大きく超えています。適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上でも重要なことです。また、保護観察終了時に無職である者の割合は東京都において29.2%となっており、全国平均である33.1%からは下回るものの、少ない割合とはいえません。

住居や就労への取組を広く周知し、必要な支援を行い、生活の安定を図る必要があります。

### 品川区の主な取組

#### (1) 就労支援

##### ➤ 品川区就業センター

区とハローワークが一体となって運営を行っている施設です。

ハローワークの専門相談員が常駐し、地域に根差した就業支援に取り組んでいます。

【商業・ものづくり課就業支援担当】

##### ➤ 就業相談(しながわお仕事相談室)

働くことの悩みや就業についてのご相談に応じています。経験豊富なキャリアコンサルタントが就職活動・キャリアに関する悩みをお聞きします。応募書類の添削や面接指導なども可能です。

【商業・ものづくり課就業支援担当】

##### ➤ 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

障害のある方の就労に関するさまざまな支援を行います。各相談支援センター、各就労支援事業所に相談窓口を設けています。

【障害者支援課障害者相談支援担当】

##### ➤ 無料職業紹介所(サポしながわ)

おおむね55歳からの無料職業紹介・相談窓口です。求人・求職のサポーターとして求人企業と求職者のきめ細かなマッチングを行っています。

【品川区社会福祉協議会】

<sup>5</sup> 法務省東京保護観察所提供データ

## (参考)国・東京都の就労支援

### ➤ 協力雇用主の募集・支援(国)

厚生労働省及び法務省にて協力雇用主を募集しています。協力雇用主は、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する事業主です。協力雇用主になるためには、各都道府県にある保護観察所に登録し、地区協力雇用主会に入会する必要があります。登録手続きは保護観察所が行います。

### ※品川区の協力雇用主数

令和5年3月1日現在

	・製造業	・建設業	・飲食業	・医療福祉業	・その他サービス業	・卸小売業	・運送業	・電気・ガス・水道工事	・農林漁業	・鉱業	・その他	計
人数	0	14	1	1	6	1	0	0	0	0	0	23

※東京保護観察所提供データ

注1)「その他サービス業」は、葬祭業、情報通信業、清掃業、不動産業を含む。

注2)「その他」は、廃棄物処理業、造園業を含む。

### ➤ ソーシャルファームの創設・活動支援(国・都)

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

### 農福連携等の推進に向けた法務省の取組(国)

法務省では再犯防止(立ち直り)と農業・福祉の連携を見据え農業・福祉関係団体との関係構築や犯罪・非行をした者を受入れた団体等に対する支援を行っています。

### ソーシャルファーム支援事業(東京都)

東京都では「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、就労に困難を抱える方を一定数雇用するなどの基準を満たした事業者を、「東京都認証ソーシャルファーム」として認証するとともに、その活動に対する支援を行い、刑務所出所者などの就労に困難を抱える方の雇用機会の拡大を図っております。

## (2) 居住支援

### ➤ 区営住宅

住宅に困窮する所得の低い方を対象に、住宅という生活基盤を整え、安定した生活を支援します。

【住宅課住宅運営担当】

➤ 高齢者住宅あつ旋事業

民間住宅への入居に関してお困りの高齢者の方に対して、不動産事業者と区が連携して住宅をあつ旋し、礼金等の助成をします。

【高齢者地域支援課高齢者住宅担当】

➤ 高齢者住宅生活支援サービス事業

高齢者民間住宅あつ旋事業決定者(生活保護受給者を除く)に対し、(1)基本サービス(定期連絡、生活相談、緊急対応、家財処分、転居支援など)、(2)選択サービス(火葬等実施、生活支援サービス)を提供することで、高齢者の賃貸住宅入居に対する不安を解消し、住まいの確保につなげます。利用には利用料、預託金等が必要です。

【高齢者地域支援課高齢者住宅担当】

➤ 住宅確保要配慮者入居促進事業

住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者(高齢者・ひとり親世帯・障害者・低額所得者)の方に対する住まいの確保を支援するため、不動産事業者と連携し、民間賃貸住宅を提供した賃貸人、不動産事業者の方に、区より協力金をお支払いすることで、住宅確保要配慮者が入居を断られない物件の増加を図ります。

【住宅課空き家対策担当】

【住宅あつ旋に関する問い合わせ】

(高齢者)高齢者地域支援課高齢者住宅担当  
(ひとり親世帯)子育て応援課ひとり親相談係  
(障害者)障害者支援課障害者支援係  
(低額所得者)生活福祉課相談係



### 3. 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

#### 現状と課題

高齢者(65歳以上の者)が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。<sup>6</sup>また、薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげる必要があります。

品川区では、犯罪をしたかに関わらず提供される支援が様々ありますので、それらが犯罪をした人への確実な支援につながるよう取組の周知や関係機関との情報共有を行う必要があります。

#### 品川区の主な取組

##### (1) 高齢者・障害者への支援

###### ➤ 品川区地域福祉計画

子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目指す計画として策定しています。

孤独や孤立のないまちを目指して、区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、日常的な交流や社会参加により誰もが役割をもって地域で活躍できるよう、地域の支え合いや関係機関等の連携により、地域福祉の推進を図ります。

【福祉計画課地域包括ケア推進係】

###### ➤ 高齢者への支援

高齢者の方や家族からの介護の相談や在宅福祉サービスの利用のご相談などに応じています。

【高齢者福祉課高齢者支援第1～2係】

【高齢者福祉課施設支援係】

###### ➤ 障害者への支援

障害者の方の日常生活の援助についての相談や障害福祉サービス利用の相談などに応じています。

【障害者支援課障害者相談支援担当】

---

<sup>6</sup> 法務省再犯防止白書より

(2) 薬物乱用防止や薬物依存への取組

➤ 薬物乱用防止ポスター・標語展の開催

青少年の薬物乱用防止対策の一環で、青少年に薬物乱用に対する問題意識を持ってもらい、薬物に手を出させないために、東京都薬物乱用防止推進品川地区協議会と品川区が共催で行っています。

【健康課庶務係】

➤ 薬物乱用防止パンフレットの作成・区内公立学校への啓発活動

品川区保護司会にて薬物乱用防止の啓発冊子を作成し、区立小中学校において薬物乱用防止教室を開催しました。

【教育総合支援センター】

【地域活動課庶務係】

(3) 医療への取組

➤ 精神保健サービス

品川区ではこころの健康、こころの病気などでお悩みの方のご相談に応じています。管轄の保健センターにお気軽にご相談ください。

【品川・大井・荏原保健センター】

➤ 自立支援医療(精神通院医療)※東京都の事業

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、病院または診療所での外来通院医療費が助成されます。また、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も助成されます。(原則として医療費の1割の自己負担。ただし、世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額があります)

【品川・大井・荏原保健センター】

(4) 生活にお困りの方への支援

➤ 品川区 暮らし・しごと応援センター

生活上の不安やお困りになっていることを一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。品川区在住で生活にお困りの方ならばどなたでも相談できます。(ただし、生活保護受給中の方は対象外です)

【生活福祉課相談係】

➤ 生活困窮者自立支援事業「学習支援あした塾」

生活にお困りの家庭の中学生を対象に、無料の少人数学習会を開催しています。学校で使用している学習教材を活用し、高校進学を目指す中学生を支援します。

【生活福祉課相談係】

➤ 生活保護

国が生活に困窮している国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

保護は本人などからの申請によって開始しますので、保護を受けるためには、申請手続きが必要です。

【生活福祉課保護事務係】

➤ 小口生活貸付資金

日常生活において、病気等により緊急に一時的な小口の資金が必要方に相談に応じ必要な資金をお貸しします。

【品川区社会福祉協議会】

➤ 生活福祉資金貸付事業

他から資金の借入れが困難な所得の低い世帯や高齢者を対象に、相談に応じ必要な資金をお貸しします。

【品川区社会福祉協議会】

## 4. 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

### 現状と課題

国の再犯防止計画によると、我が国の高等学校進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にあるそうです。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。今日のさまざまな青少年問題への対策とともに、青少年を健全に育成するため、家庭・学校・地域社会・行政がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携を図り活動を推進していきます。

### 品川区の主な取組

#### (1) 非行の未然防止

##### ➤ 社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。品川区では7月の強調月間に合わせ、街頭広報や品川区保護司会の活動報告や善行を通して人々に共感と勇気を与えている青少年や日常的に努力を重ね、スポーツおよび文化等の分野で優秀な成績をおさめた青少年をたたえる表彰式を行う中央大会を開催しています。

【地域活動課庶務係】

##### ➤ 青少年対策地区委員会

青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図るため活動を進めています。区内13地区(地域センターごと)に組織されており、各地区創意工夫を凝らし、青少年の健全育成の一環として、こども対象の事業を実施しています。

【地域活動課地域支援係】

##### ➤ 青少年問題協議会

青少年の健全育成のため、青少年問題協議会を開催(年2回程度)しています。青少年問題に関する諸問題を総合的に検討し、その中から重点的に調査・審議を行い、その結果を様々な形で皆さんにお知らせしています。

【子ども育成課庶務係】

➤ 品川区子ども・若者計画

すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるように支援施策の一層の推進を図るため、令和5年4月に「第2期品川区子ども・若者計画(令和5年～9年度)」を策定しました。本計画では、基本理念である「すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、人と支えあいながら、ともに生きていくまち“しながわ”」の実現を目指し、各分野の垣根を超えた横断的連携を図り、事業計画を推進していきます。

【子ども育成課庶務係】

➤ 教育相談室

品川区在住の幼児から高校生、その保護者を対象として、学業、性格、進路、身体、精神などの問題のほか教育に関する問題について、カウンセラーや教育相談員が電話や来室(予約)により相談に応じます。また、必要に応じて他の専門的な機関の情報なども提供しています。

【教育総合支援センター】

➤ HEARTS(品川学校支援チーム)

品川区立教育総合支援センターに設置している教育・福祉・心理・元警察官のスタッフで構成する専門家チームです。いじめをはじめ、不登校や非行等に関することが相談できる窓口です。

【教育総合支援センター】

(2) 就学・学習支援

➤ 就学援助

就学援助は学校教育法第19条に基づき、学用品費や校外教授費などを援助する制度です。学校を通じて保護者の方に申請書を配布いたしますので、申請期日までに手続きをしてください。

【学務課学事係】

➤ ひとり親家庭学習支援事業 ぐんぐんスクール

ひとり親家庭のお子さんを対象に、大学生や社会人のボランティア講師が学習指導を行います。各自の学校で使用している学習教材を元に、苦手科目の克服やテスト対策を支援します。

【子育て応援課ひとり親相談係】

➤ 生活困窮者自立支援事業「学習支援あした塾」(再掲 P.14参照)

【生活福祉課相談係】

## 5. 民間協力者の活動の促進等のための取組

### 現状と課題

品川区における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる品川区保護司会、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う品川区更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアによって行われてきました。

また、社会を明るくする運動では、上記の方々に加え、青少年対策地区委員会、民生委員協議会など様々な民間協力者の皆様に参加いただき、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深める啓発活動を行ってきました。

しかしながら、保護司の高齢化や民間ボランティアが減少傾向となっていることなど、今後の活動への課題を少なからず抱えているため、自治体としても支援の継続や拡充を検討していく必要があります。

### 主な民間協力者とその取組

#### ➤ 品川区保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

品川区保護司会は、品川、大崎、大井、荏原東、荏原西の 5 つの分区(支部)に分れ、それぞれの地域で分区会をもち、東京保護観察所と連携して更生保護のために様々な活動を行っています。更生保護サポートセンター※を拠点とし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐(平日 10:00~16:00)して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

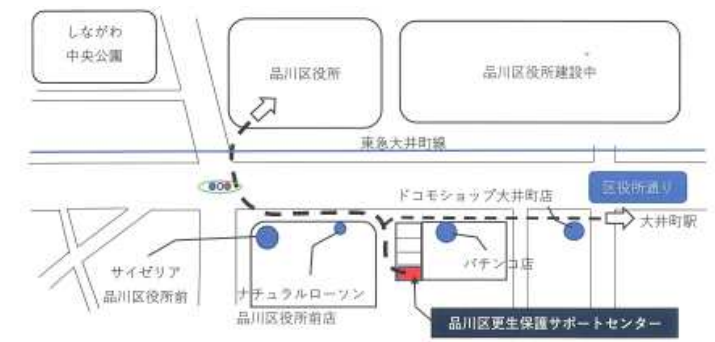
#### 【※更生保護サポートセンター】

保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。品川区では令和元年7月より現在の場所に開設し、保護司の方々の活動拠点となっております。

センターには面談室1部屋の他、会議室1室があり、更生保護に関わる面談や会議に使用しています。

住所:140-0014 品川区大井1-15-13

電話/FAX:03-4285-0580



- 品川区更生保護女性会  
更生保護に協力するボランティア団体です。地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げるために活動をしています。
- 品川区 BBS 会(Big Brothers and Sisters Movement)  
非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

### 品川区の主な取組

- 更生保護活動への支援  
区では、更生保護活動への支援として、品川区保護司会をはじめとする関係団体への支援を行っています。  
(支援の一例)
  - ・品川区保護司会へ更生保護サポートセンターとして活用できる施設の貸出
  - ・社会を明るくする運動(※P.16参照)の事務局を担い、街頭広報活動や区内児童・生徒を対象とした善行・特別表彰を行う中央大会の実施
  - ・定例研修等更生保護に関わる会議を実施する会議室等の手配

## 6. 地域による包摂を推進するための取組

### 現状と課題

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには自治体の関係団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援を行い、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂<sup>7</sup>され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。自治体や地域が再犯防止に対する理解を深め、取組を促進するとともに、地域社会における自治体や民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが重要です。

### 品川区の主な取組

#### ➤ 品川区再犯防止推進委員会の設置

区内関係各課や品川区保護司会を始めとする関係団体、地域団体、福祉関係団体等民間協力者からなる委員会を設置し、計画の策定や再犯防止推進に係る各取組に対する課題や情報共有を行います。また、犯罪をした人への支援を行う団体の講演等を企画し、不幸にして犯罪や非行をした人たちの声に耳を傾け、計画の見直しや改善に取り組みます。

## 7. 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

### 現状と課題

再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要です。

品川区では「社会を明るくする運動」強調月間<sup>7</sup>等を中心とした広報・啓発活動などに取り組んできましたが、引き続き再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するために自治体と地域の関係団体が主体となり、地域住民を巻き込んで広報・啓発を実施することが効果的であると考えます。

### 品川区の主な取組

#### ➤ 社会を明るくする運動(P.16 再掲)・再犯防止啓発月間を通じた理解促進

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間であると同時に「再犯防止啓発月間」でもあります。犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について広報・啓発活動を行い、活動を通じて地域の方々の更生に対する理解促進を推進します。

【地域活動課庶務係】

<sup>7</sup> 全体をまとめる、包み込むという意味。本計画では、犯罪をした者等を排除することなく地域に包み込み、地域社会に参画できる機会を整備することを目指すこととして使用しています。

近年では、「社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)」として、すべての人が社会の一員になれることを目指すことを示した SDGs の基本理念でもある「誰一人取り残さない」社会を目指すこととして使用されています。



## 参考資料

### ◆再犯防止推進法 概要

#### 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

##### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

##### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

##### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

##### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

##### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

##### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## ◆国 計画(概要)

### 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

##### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

##### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

#### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 7つの重点課題と主な施策

##### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

##### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

##### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



##### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

##### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



##### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

##### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

◆国 第二次計画(概要)

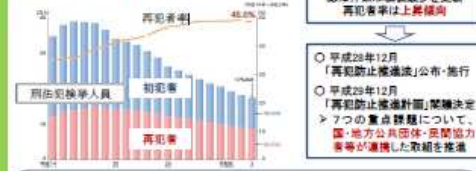
第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間:令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

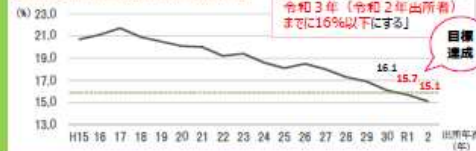
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 適期釈放者対策の充実強化
  - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
  - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10~)
- 地方公共団体との連携強化
  - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30~R2)
  - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体に策定済み (R1.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
  - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“最良の支援”を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等との連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
  - (1) 就労の確保
    - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
    - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
    - 春期型・夏期型の支援による職業安定支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
  - (2) 住居の確保
    - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
    - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
    - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
    - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
    - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施
  - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
    - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
    - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
    - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
  - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
  - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用による指導、在学中の通信制高校への入学
  - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
  - 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
  - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
  - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
  - 持続可能な保護司制度の確立とための保護司に対する支援
  - 保護司の活動環境等についての検討・実行、保護司活動のデジタル化の推進
  - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
  - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包括的推進
  - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
  - 地方公共団体の取組への支援
  - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
  - 地域における支援の連携強化
  - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
  - 相談できる場所の充実
  - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
  - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 拘禁刑創設の再犯者数及び再犯率
- ② 新受刑者中の再入率又は刑の執行終了後の再入率
- ③ 出所受刑者の2年以内再入率及び再入率
- ④ 出所受刑者の2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の2年以内再入率及び再入率
- ⑥ 民間協力者(全館)執行終了者及び民間協力者少年の再犯率及び再犯率
- ⑦ 民間協力者(特定)執行終了者

## ◆東京都 計画(概要)

### 東京都再犯防止推進計画の概要

#### 基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

#### 主な取組

##### 1 就労・住居の確保等のための取組

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

- ・若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導
- ・しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発
- ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 …等

##### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
- (2) 薬物依存を有する者への支援等

- ・「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置
- ・薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進 …等

##### 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

##### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

- ・学校における非行防止のための教育
- ・若ナビαの相談実施による自立支援
- ・暴力団からの離脱希望者等に対する支援 …等

##### 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

- ・“社会を明るくする運動”における民間協力者の活動に関する広報
- ・若者支援ポータルサイト（若ぼた）による周知
- ・保護司等の活動を支援するガイドブック作成 …等

##### 6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

- ・再犯防止のための協議会等の設置 …等

裏表紙(裏)

## 品川区再犯防止推進計画

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

品川区地域振興部地域活動課庶務係  
〒140-8715 品川区広町二丁目1番36号  
電話 03-5742-6687(直通)

## 品川区再犯防止推進計画に対するご意見の要旨と区の考え方

- ・実施期間 令和5年10月1日(日)～令和5年10月31日(火)
- ・提出意見件数 : 10件
- ・意見提出者数 : 5名

No	ご意見(要旨)	区の考え方
計画全体について		
1	現状や課題の記載が多く「今後5年間の計画」と呼べるのか疑問に思う。計画を策定したことにより目指す理想の姿や、取組の成果が測れる数値目標の記載があると良い。	区では、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える事業を様々な所管で実施しており、今回の計画では、それらの事業を体系化・見える化することに注力しました。次回計画の見直しにおいては、いただいたご意見を参考に、それぞれの所管が連携し、各事業の目指す姿や目標設定について検討してまいります。
第1章 計画の基本的な考え方 について		
2	p1の1の12行目「…犯罪をした人たちに関わらず」が、「…犯罪をした人たちと関わりを持たず」という意味に聞こえるので、「…犯罪をした人たちに対してのみならず」などの文言の方が読み違えないかと思う。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 P1.12行目 第1章 1.策定の背景・意義 品川区においては、犯罪をした人たちだけではなく、広く区民を対象とした様々な支援を提供しています。



3	<p>1 ページ目、第 1 章計画の基本的な考え方、1. 策定の背景・意義の 12 行目第 4 パラグラフ内の「品川区においては犯罪をした人たちに関わらず、すでに…」は、主語述語を明確にし、内容を具体的にするために、「品川区は、犯罪をした人たちだけではなく、広く区民を対象とした支援を、様々に区民に提供しています。」としたほうが、より差別的にならないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。 P1.12 行目 第1章 1.策定の背景・意義 品川区においては、犯罪をした人たちだけではなく、広く区民を対象とした様々な支援を提供しています。</p>
4	<p>1 ページ目、第 1 章 計画の基本的な考え方、1. 策定の背景・意義について、何を背景にどのような意義があるのか、あまり明確に記されていないように感じる。 国による法令制定と東京都による計画の策定の事実があることはわかるので、これが背景なのだろうとは忖度できるが、次の文章の初めに「上記の法令制定や都の取組を背景に、」という 1 句を入れることで、大幅にニュアンスが明確になると思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>第 2 章 品川区における再犯防止を取り巻く状況 について</p>		
5	<p>3 ページ目 第2章 品川区における再犯防止を取り巻く状況 1. 再犯者等に関わる状況 (2)刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移の説明文中、「初犯者数の約半数となっており、」ではなく、「刑法犯検挙者数」なのではないか。この文章では、初犯数の半数が再犯者数という意味に取れてしまう。</p>	<p>ご指摘のとおりです。 P.3 (2)文中 「初犯者数の約半数」を「刑法犯検挙者数の約半数」に修正いたします。</p>

その他		
6	<p>法務省発表の数値によると、再犯率、再入所率は他国と比較して、著しく高いものとは言えないが、犯罪を犯した者の半数近く、特に受刑にまで至った者の6割近くが再度犯罪に手を染める事は現行法の機能不全と個人的には思う。</p> <p>これらをテーマとする際に、しばしば「人権」が語られるが、多々被害者の「人権」が軽視されているように思える。犯罪を犯した者がペナルティを受けるのは当然であり、法を順守し真面目に一生懸命に生きている者と同じくすることが本当に正しいのか疑問に感じている。</p> <p>犯罪が発生する背景に、犯罪とその罰のバランスが適正でない場合が一定数あると思われる。犯罪を犯すと割に合わないと思わせるように、そして真面目に生きている者が安心して暮らせるように、犯罪者には厳しい罰を刑務所内、外を問わず与えるべきだと思う。</p> <p>少なくとも、犯罪者の待遇改善のために税金を投入するといった考えは、その被害者の方々への冒涇につながると考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>また、品川区では、犯罪被害者支援として、犯罪被害に遭われた方やその家族の方などの支援に関する情報提供や助言を区民相談室にて行っております。</p>
7	<p>検挙数が少なく、犯罪が見過ごされているのではないかと、人手不足なのではと疑問に思った。毎年犯罪をおこす人が新たに生まれてしまうこと、再犯を止められた人がいるということが発見になった。</p> <p>知能犯が少なく窃盗や暴力が多いので、学力や学びの場に関わる事の大切さが伝わった。児童学生に防犯道徳倫理を教えるのがボランティアや学校教員の労働環境が悪い</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>いじめについては、品川区では、品川区立教育総合支援センターに教育・福祉・心理・元警察官のスタッフで構成する専門家チーム「HEARTS(品川学校支援チーム)」を設置し、いじめをはじめ、不登校や非行等に関することの相談受付を行っています。ご指摘の件に</p>

<p>人頼りになっていることが、今後の犯罪率を上げることになると感じた。</p> <p>学校でのイジメ問題も現在はイジメられる方が学校を休みイジメる側は平穩で社会に出て暴力を更にふるって勢力を伸ばして悪事をはたらいていたりするので、海外のようにイジメる側がメンタルサポート受ける方向になって欲しい。</p> <p>PTA で子ども 110 番の登録状況確認をしたことがあるが、大昔に祖父が登録したままであることを家族が知らなかったりなど、安全の担保がされていない状況で登録されている。実際に登録した場所に子供が飛び込むことは少なく登録されていない店舗や歩行者に保護されることが多い。半分は抹消したほうがいいと感じた。わんわんパトロールは地道に効果があるが、保険関係が個人情報や共働きによる PTA 崩壊で難しくなっている。ちゃんとお給与を出して頼むパトロールや学校警備員などを増やしてほしい。高齢者でも警備員は多いので働く先が増えて高齢者の窃盗が減るといいと思った。</p> <p>若者の暴力は不満を取り除けるようにしてあげたい。小中学生まではイベントが多くて大人の見守りも多いし、働き始めて子育てし始めてもサポートが増えてきた。しかし、高校生から成人直後の子供たちは居場所や活躍の場がない。年下や大人とも関わらず宙ぶらりんな状況で渋谷や新宿で東横キッズやパパ活や闇バイトに真面目に勤しんでいる。こころへんは政治の力で減らせそうな気持ちがある。</p>	<p>についてはご意見として承り、引き続き支援に取り組んでまいります。</p> <p>子ども110ばんの家やわんわんパトロールは共助の観点から、PTA や地区委員、町会、事業所等の協力を得ながら、地域全体で見守り活動を展開しています。ご指摘の件につきましては、本取り組みがより実効性のあるものとなるよう努めてまいります。</p> <p>子ども・若者については、大人(地域)との信頼関係の構築や継続的で安定的な場の確保が重要であり、自由で多様な遊び・体験・交流、関係づくりと場の整備に努めてまいります。</p>
--	--

8	<p>どんな軽微なものであっても性犯罪歴のある者はGPSで管理し、居住地域区民に対して周知し監視することが必要不可欠。</p> <p>どんな理由であっても不法就労、不法滞在をしている時点で犯罪者であり、日本の国益、品川区の利益にはなり得ないため不法外国人を発見次第通報するための連絡先を大きく広報、区民への通報の呼びかけが必要。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
9	<p>再犯防止計画とは趣を異にするが、犯罪被害者支援は、どのような取り組みを行っているのか。</p>	<p>品川区では、犯罪被害者支援として、犯罪被害に遭われた方やその家族の方などの支援に関する情報提供や助言を区民相談室にて行っております。また、(公社)被害者支援都民センター・警視庁被害者支援室・区内4警察署(品川・大崎・大井・荏原)の合同による犯罪被害者支援キャンペーンを区役所にて行い、被害者遺族のメッセージの紹介とともに、リーフレットや啓発グッズを配布して相談先などを紹介しています。</p>
10	<p>犯罪をした者の更生を促していく上で、犯罪被害に遭われた方たちへの償いの機会を提供していくことも必要なのではないかと。刑期を終え、地域社会の一員として立ち戻っていく過程で、償いの機会を奪ってしまえば、過去の不幸な事件は、なかったことにされてしまう。</p> <p>刑期を終えることは、決して、過去の出来事をおろそかにするわけではないので、過去の事実と向き合う機会と、不幸な事実を踏まえた社会の在り方を、共に創っていくような取り組みこそ、再犯防止に不可欠なのではないかと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>